

改正後	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の適正処理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。</p> <p>(2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。</p> <p>(3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定により、知事の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。</p> <p>(4) 事業者等 産業廃棄物を排出する事業者及び処理業者をいう。</p> <p>(5) 県外産業廃棄物 県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。</p> <p>(6) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。</p> <p>(7) 保管・積替施設 事業者等が産業廃棄物の保管又は積替えを行う施設（公有水面上の施設を除く。）をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の適正処理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。</p> <p>(2) <u>政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。</u></p> <p>(3) <u>省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。</u></p> <p>(4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。</p> <p>(5) <u>排出事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。</u></p> <p>(6) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定により、知事の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。</p> <p>(7) 事業者等 <u>排出事業者</u> 及び処理業者をいう。</p> <p>(8) 県外産業廃棄物 県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。</p> <p>(9) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。</p> <p>(10) 保管・積替施設 事業者等が産業廃棄物の保管又は積替えを行う施設（公有水面上の施設を除く。）をいう。</p> <p><u>(県の責務)</u></p> <p>第3条 <u>県は、産業廃棄物の適正処理を推進するため、市町等関係機関と密接な連携を図り、事業者等に対し適切な指導、助言及び監督を行うとともに、処理</u></p>

<p>(県外産業廃棄物の処理_____)</p> <p><u>第3条</u> 事業者等は、県の区域内(松山市を除く。)において、県外産業廃棄物を処分するときは、あらかじめ知事に協議するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 国の認定、指定及び許可等を受けて県外産業廃棄物を処分するときは、前項の協議があったものとみなす。</p> <p>(県外産業廃棄物の処理の事前協議)</p> <p><u>第4条</u> 事業者等は、前条_____の規定による協議をしようとするときは、県外産業廃棄物処理事前協議書(様式第1号。以下「県外物処理協議書」という。)を知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による県外物処理協議書の提出があった場合においては、必要な指導及び助言_____を当該協議をした事業者等に通知するものとする。</p>	<p>業者の健全な育成を促進するものとする。</p> <p>(市町の責務)</p> <p><u>第4条</u> 市町は、県が実施する産業廃棄物の適正処理に関する対策に積極的に協力することにより、地域の生活環境の保全に努めるものとする。</p> <p>(事業者等の責務)</p> <p><u>第5条</u> 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。</p> <p>2 排出事業者は、産業廃棄物の種類、性状等に適合したその処理に関する計画の策定に努めるとともに、その発生量の抑制並びに再利用及び再資源化に努めなければならない。</p> <p>3 処理業者は、その組織化を図り、産業廃棄物の適正処理に関する知識の研鑽(さん)及び技術の向上に努めるとともに、経営の健全化を図らなければならない。</p> <p>(県外産業廃棄物の処理の原則禁止)</p> <p><u>第6条</u> 事業者等は、県の区域内_____において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。ただし、事業者等からあらかじめ知事に協議があった場合において、知事が生活環境保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>(県外産業廃棄物の処理の事前協議)</p> <p><u>第7条</u> 事業者等は、前条ただし書の規定による協議をしようとするときは、県外産業廃棄物処理事前協議書(様式第1号。以下「県外物処理協議書」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による県外物処理協議書の提出があった場合においては、関係市町長の意見を聴くとともに、その内容を審査し、生活環境保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、その旨を当該協議をした事業者等に通知するものとする。</p>
--	--

3 事業者等は、前項の規定による通知を受けた後、前条\_\_\_\_\_の協議の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した県外物処理協議書を知事に提出するものとする。\_\_\_\_\_同項の規定は、この場合について準用する。

(県外産業廃棄物処理実績の報告)

第5条 処理業者は、第3条\_\_\_\_\_の規定により知事と協議の上、県外産業廃棄物の処分\_\_\_\_\_を行ったときは、その年度における当該県外産業廃棄物の処分\_\_\_\_\_の状況を記載した県外産業廃棄物処理実績報告書(様式第2号)を翌年度の6月30日までに知事に提出するものとする。\_\_\_\_\_

(地域住民の同意等)

第6条 事業者等は、処理施設を設置する場合は、関係地域住民の同意を得ることに努めるものとする。\_\_\_\_\_

2 事業者等は、産業廃棄物の処理に関し、関係地域住民との紛争の回避に努めるとともに、紛争が発生した場合は、責任を持ってその速やかな解決に努めるものとする。\_\_\_\_\_

3 事業者等は、関係市町長又は地域住民等から生活環境の保全に関する協定等の締結を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。\_\_\_\_\_

(処理施設設置等の事前協議)

第7条 法第15条第1項の規定による処理施設の設置の許可又は法第15条の2の6第1項の規定による処理施設の変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書(様式第3号)を知事に提出し、その旨を協議することができる。\_\_\_\_\_

2 知事は、前項の規定による協議を受けた場合においては、関係市町長の意見を聴くとともに、その内容を審査し、当該処理施設の設置又は変更に係る計画が\_\_\_\_\_適正であると認めるときは、その旨を当該協議を

3 事業者等は、前項の規定による通知を受けた後、前条ただし書の協議の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した県外物処理協議書を知事に提出しなければならない。同項の規定は、この場合について準用する。

(県外産業廃棄物処理実績の報告)

第8条 処理業者は、第6条ただし書の規定により知事と協議の上、県外産業廃棄物の処分又は保管を行ったときは、その年度における当該県外産業廃棄物の処分又は保管の状況を記載した県外産業廃棄物処理実績報告書(様式第2号)を翌年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。\_\_\_\_\_

(地域住民の同意等)

第9条 事業者等は、処理施設を設置する場合は、関係地域住民の同意を得なければならぬ。\_\_\_\_\_

2 事業者等は、産業廃棄物の処理に関し、関係地域住民との紛争の回避に努めるとともに、紛争が発生した場合は、責任を持ってその速やかな解決に努めなければならない。\_\_\_\_\_

(保管・積替施設及び処理施設の立地の基準)

第10条 事業者等は、保管・積替施設若しくは処理施設を設置し、又はこれらの規模を変更しようとするときは、別に定める立地の基準を遵守するとともに、これらの計画的な整備に努めなければならない。\_\_\_\_\_

(処理施設設置等の事前協議)

第11条 法第15条第1項の規定による処理施設の設置の許可又は法第15条の2の6第1項の規定による処理施設の変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書(様式第3号)を知事に提出し、その旨を協議しなければならない。\_\_\_\_\_

2 知事は、前項の規定による協議を受けた場合においては、関係市町長の意見を聴くとともに、その内容を審査し、当該処理施設の設置又は変更に係る計画がこの要綱の規定に適合し、適正であると認めるときは、その旨を当該協議を

をした者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による審査の結果、当該処理施設の設置又は変更に係る計画を改善し、又は廃止する必要があると認めるときは、その旨の指示を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定による指示により、当該指示に係る事項が改善されたと認めるときは、その旨を当該指示をした者に通知するものとする。
- 5 第4条第3項の規定は、第1項の協議の内容を変更しようとする者について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第7条第2項又は第4項」と、「前条\_\_\_\_\_」とあるのは「同条第1項」と、「県外物処理協議書」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置等事前協議書」と、「同項」とあるのは「同条第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

(不法投棄の防止対策)

第8条 知事は、産業廃棄物の不法投棄（法第16条の規定に違反する行為をいう。\_\_\_\_\_）の防止を図るため、関係機関に協力を求めるものとする。

(事故時の対応)

第9条 事業者等は、保管・積替施設\_\_\_\_\_の故障、破損等により、生

した者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による審査の結果、当該処理施設の設置又は変更に係る計画を改善し、又は廃止する必要があると認めるときは、その旨の指示を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定による指示により、当該指示に係る事項が改善されたと認めるときは、その旨を当該指示をした者に通知するものとする。
- 5 第7条第3項の規定は、第1項の協議の内容を変更しようとする者について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第11条第2項又は第4項」と、「前条ただし書」とあるのは「同条第1項」と、「県外物処理協議書」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置等事前協議書」と、「同項」とあるのは「同条第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

#### 第12条 削除

(不法投棄の防止対策)

第13条 知事は、産業廃棄物の不法投棄（法第16条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）の防止を図るため、関係機関に協力を求めるものとする。

2 市町長は、当該市町の区域内において産業廃棄物の不法投棄を発見したときは、知事に連絡するとともに、知事の行う措置に協力するものとする。

3 排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が処理業者によって不法投棄をされた場合には、当該処理業者と連携して、速やかに当該不法投棄をされた産業廃棄物の撤去及び投棄場所の原状回復に努めなければならない。

4 処理業者は、排出事業者から受託した産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、法第14条第16項ただし書又は第14条の4第16項ただし書の規定により他の処理業者に再委託した場合において、当該再委託を受けた処理業者によって不法投棄をされたときは、当該再委託を受けた処理業者及び排出事業者と連携して、速やかに当該不法投棄をされた産業廃棄物の撤去及び投棄場所の原状回復に努めなければならない。

#### 第14条 削除

(事故時の対応)

第15条 事業者等は、保管・積替施設又は処理施設の故障、破損等により、産

<p><u>活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じて環境汚染を防止するとともに、事故状況報告書（様式第4号）を知事に提出するものとする。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による事故状況報告書の提出があったときは、事業者等に対して、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示するものとする。</p> <p>3 事業者等は、前項の規定による指示があったときは、これに<u>従うものとする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p><u>業廃棄物の適正処理が困難な状態に至ったときは、直ちに応急措置を講じて環境汚染を防止するとともに、事故状況報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による事故状況報告書の提出があったときは、事業者等に対して、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示するものとする。</p> <p>3 事業者等は、前項の規定による指示があったときは、これに<u>従わなければならない。</u></p> <p><u>(必要な措置の勧告等)</u></p> <p>第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるよう勧告するものとする。</p> <p>(1) <u>第6条の規定に違反して、又は第7条に規定する手続を経ることなく、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、若しくは保管した者又はこれを処分し、若しくは保管しようとする者</u></p> <p>(2) <u>第8条又は前条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p> <p>(3) <u>第11条に規定する手続を経ることなく、処理施設の設置の許可又は変更の許可を受けようとする者</u></p> <p>(4) <u>第11条第3項又は前条第2項の指示に従わなかった者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる者のほか、この要綱に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行った者</u></p> <p>2 知事は、前項の勧告に従わない者に対して、この要綱に違反する行為の停止を命ずるとともに、法及びこの要綱に基づく手続を中断し、又は中止するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の命令に従わない者については、その者の住所及び氏名並びに法人にあっては当該法人の名称及び代表者の氏名を公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>
---	--